川県高松市サンポート三番三十三号）に到達するよう提出すること。この意見陳述届出書は電子メール（shikoku-gaskochokai@meti.go.jp）により提出することもできる。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、四国経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、はがき（郵便番号、住所、氏名及び「四国ガス関係公聴会傍聴希望」の旨を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年十二月十日十七時までに四国経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号七六〇―八五一一　香川県高松市サンポート三番三十三号）に到達するよう申し込むこと。この傍聴の申し込みは、電子メール（shikoku-gaskochokai@meti.go.jp）により行うこともできる。（郵送と電子メールの重複申込を行った場合は、電子メールでの申込を有効とする。）なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行することとなるが、意見陳述の申し込みを行う者は、期日の指定を行うことができない。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

四国経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

（メールアドレス）

職　業

四国瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人薮崎敏雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年 12 月２日　　さいたま地方法務局

元当局所属公証人開山憲一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年 12 月２日　　さいたま地方法務局

元当局所属公証人野﨑惟子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年 12 月２日　　福岡法務局

元当局所属公証人山浦征雄の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年 12 月２日　　福岡法務局

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第68条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 25 年 12 月２日　　四国経済産業局長　寺嶋　　充

名　　称	株式会社フジ
本店の所在地	愛媛県松山市宮西一丁目２番１号
登録番号	四国（包）第６号
営業廃止年月日	平成25年10月31日

建築士懲戒処分効力停止公告

一級建築士仲盛昭二（登録番号第126973号）に対してした懲戒処分（平成25年10月18日公告）につき、同建築士から本件処分の執行停止申立て及び取消請求が提訴され、福岡地方裁判所は、平成25年11月１日、本件処分の効力を本取消請求事件の第一審判決の言渡しまで停止する旨決定したので、公告する。

平成 25 年 12 月２日

国土交通大臣　太田　昭宏

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第１１３１号

滋賀県大津市京町４丁目１番１号

申立人　滋賀県

本籍滋賀県栗東市上砥山1222番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所滋賀県栗東市、死亡年月日平成23年11月23日、出生の場所滋賀県栗太郡金勝村、出生年月日大正13年８月26日、職業不明

被相続人　亡　佐野　藤正

事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町700番地　弘希ビル３階

相続財産管理人　弁護士　吉田　克弘

大津家庭裁判所

平成２５年（家）第２７５４号

京都市右京区西院小米町２番地３　パラドール四条通ミーツウエスト1102号

申立人　大西　知輝

本籍京都市上京区御前通今出川上る東入下る鳥居前町665番地、最後の住所京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町665番地、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日平成25年６月13日、出生の場所京都市上京区、出生年月日昭和13年11月７日、職業無職

被相続人　亡　人長　良夫

事務所京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町136番地ヴェルドール御所102号京都リバティス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村松いづみ

京都家庭裁判所

平成２５年（家）第７０９６９号

大阪市此花区梅香３丁目27番11号

申立人　政岡土地株式会社

本籍大阪市此花区梅香１丁目16番、最後の住所大阪市此花区梅香１丁目16番22号、死亡の場所大阪市此花区、死亡年月日推定平成18年12月23日、出生の場所名古屋市中区、出生年月日昭和８年10月８日、職業不詳

被相続人　亡　羽場喜久子

事務所大阪市北区西天満１丁目２番５号　大阪ＪＡビル13階

相続財産管理人　弁護士　田村　展靖

大阪家庭裁判所